

# 居宅介護支援 重要事項説明書

( あすならホーム桜井ケアプランセンター )

< 2024年8月1日現在 >

あすならホーム桜井ケアプランセンターは介護保険の指定を受けています  
指定番号 桜井市 2970601288

## 1. 事業者

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1) 法人名   | 社会福祉法人 協同福祉会        |
| 2) 代表者氏名 | 理事長 大國 康夫           |
| 3) 法人所在地 | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 |
| 4) 電話番号  | 0743-57-1165        |
| 5) 設立年月  | 1998年9月7日           |

## 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| 1) 事業所の種類  | 居宅介護支援 指定番号 桜井市 2970601288   |
| 2) 事業所の名称  | あすならホーム桜井ケアプランセンター   |
| 3) 事業所の所在地 | 奈良県桜井市大字粟殿800番地  |
| 管理者        | 吉田 裕貴  |
| 開設年月日      | 2021年3月1日  |
| 営業時間       | 午前9時00分～午後6時00分（年中無休）  |
| 相談窓口       | 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（年中無休）<br>受付終了後の電話相談に関しましては「相談窓口時間外ダイヤル」を<br>設けていますので、音声案内にしたがっておかけ直してください。<br>* ご不明な点は何でもお尋ねください。 |

### 4) 職員体制

当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員・常勤兼務)

主任介護支援専門員である常勤職員又は当事業所の事務局業務に従事する常勤職員とする。

#### (管理者の職務)

管理者は、主任介護支援専門員を配置し、当事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理及び本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

#### (2) 主任介護支援専門員 1名以上 (うち1人は、管理者と兼務)

常勤とし、利用者の状況に応じて増員するものとする。

#### (3) 介護支援専門員 1名以上

常勤、非常勤とし、利用者の状況に応じて増員するものとする。

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整その他必要な便宜を提供するものとする。

(4) その他補助職員：利用者の状況に応じて配置するものとする。

(補助職員の職務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助するものとする。

### **3. 事業の目的及び運営方針について**

- 1) 事業の目的は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等、ご利用者やご家族の希望を勘案し、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、計画的に指定居宅サービス等が適切に利用できることを目的とします。
- 2) 運営方針として、ご利用者が要介護状態となった場合に、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように次の事項を配慮します。
  - ①ご利用者の心身の状況、環境等に応じて、自らの選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスを、多様な業者から総合的かつ効率的な提供がなされるようにします。
  - ②ご利用者の意思及び人権を尊重し、常にご利用者の立場に立って提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者へ不当に偏ることのないよう公正中立を守ります。
  - ③事業にあたっては、市町村、他の居宅介護支援事業所ならびに介護保険施設等との連携に努め、適切なサービスが確保できるようにします。
  - ④居宅サービス事業所については、複数の事業所等の紹介するよう求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
  - ⑤ケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、サービスの提供開始に際し、前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、また前記各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合を説明します。その内容は介護サービス情報公表制度において公表しています。
  - ⑥また、医療機関との連携を進めるためにも契約後にご利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂きますようご協力をお願いします。
  - ⑦ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用希望している場合には、ご利用者の同意を得て主治医又は歯科医の意見を求めます。その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医又は歯科医に交付します。
  - ⑧高齢者虐待防止の推進のため、虐待の発生・再発を防止するための虐待防止の指針に基づき委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行い、担当者を管理者として虐待の様子が見られた場合は包括支援センターなどに相談や報告をします。
  - ⑨感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の

実施を行います。

- ⑩感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスの業務継続に向けた「業務継続計画」を策定し、研修や訓練の実施を行います。
- ⑪利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑫前記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

#### 4. 提供するサービス内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	<p>事業所は、ご利用者の心身・生活環境の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上でケアプランを作成します。ケアプランの作成にあたっては、その居宅を訪問し、生活状況を把握します。</p> <p>介護支援専門員がケアプラン原案を作成し、ケア会議（サービス担当者会議）でご利用者とサービス事業者等の専門職が話し合い、ケアプランを確定して説明同意をします。</p> <p>看取り期の話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考え方を注視し、10の基本ケアのターミナルケアをするに沿い「ターミナルケアの意向伺い書」の説明をします。</p>
経過観察 再評価 給付管理	<p>計画された自立に向けた自宅での生活が実現しているか、1か月に1回以上、担当の介護支援専門員がご利用者のお宅を訪問しサービス内容が目標に対して適切に提供されているか確認し、話し合います。</p> <p>また以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする事が出来ます。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 利用者の状態が安定していること。</li> <li>ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。</li> <li>iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。</li> </ul> <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p> <p>自立支援のために使える介護保険サービスを調整し、またサービスが計画通りに提供されたかどうか確認して給付管理を行います。</p>
要介護（要支援） 再認定の協力・援助	<p>ご利用者が要介護認定や要支援認定の変更や見直しの認定を受けるために、申請を代わって行うなど必要な援助を行います。</p>

ご利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することについて、いつでも相談をお受けします。
--------------	----------------------------------

## 5. 秘密保持（プライバシー保持）

- 1) 事業所及びその従事者は、サービス提供の上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。
- 2) 事業所は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、ご利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。
- 3) ただし、事業所はご利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合等は医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供できるものとします。

## 6. 利用料金

①

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	要介護 3・4・5
（ⅰ）取り扱い件数 45 件未満	10,860 円	14,110 円
（ⅱ）取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	5,440 円	7,040 円
（ⅲ）取り扱い件数 60 件以上	3,260 円	4,220 円

居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護 1・2	要介護 3・4・5
（ⅰ）取り扱い件数 50 件未満	10,860 円	14,110 円
（ⅱ）取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	5,270 円	6,830 円
（ⅲ）取り扱い件数 60 件以上	3,160 円	4,100 円

\* 居宅介護支援費（Ⅱ）：情報通信機器の活用かつ事務員の配置を行っている場合  
事業所の所在地である桜井市は地域加算（7級地）対象となるため、これに2.1%が  
加算されます。ただしご利用者が介護保険を使うことができる場合は、ご利用者の自己負担  
はありません。

- ②ご利用者に保険料の滞納がある場合は、ご利用者から全額料金を頂き、事業所が発行する証明書によって、後日保険者から払い戻しを受けることとなります。（償還払い）
- ③滞納の期間によっては、全額ご利用者の自己負担となることがあります。

## 7. その他の費用について

桜井市を通常の実施地域とします。

通常事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者を訪問する場合、通常事業の実施地域を越えた地点から1kmごとに100円を頂きます。

## 8. 利用料金・その他の費用の請求及び支払いについて

- 1) 利用料金・その他の費用の請求については、支援業務ごとに計算の上、請求書を用意しますので、その都度現金でお支払い願います。
- 2) 利用料金・その他の費用について入金がない場合は、次月の業務を中止するとともに、未払い分をお支払い頂きますのでご了承ください。

## 9. 契約の終了及び解約料について

- 1) ご利用者の解約料は一切かかりません。
- 2) ご利用者が、事業所のサービスを提供する地域外に移転された場合は、相談の上事業所を移転して頂く場合があります。

## 10. 事故発生時の対応方法について

- 1) ご利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) ご利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 緊急時等における対応方法

指定居宅介護支援の提供を行っているときに、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じます。

## 12. 相談・苦情について

- 1) 相談や苦情などがございましたら、協同福祉会の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

### ○相談窓口

担当者：あすならホーム桜井 ケアプランセンター

### ○苦情相談窓口（事業所）

担当者 あすならホーム桜井 ケアプランセンター 管理者 **吉田 裕貴**

電話 0744-43-4165

FAX 0744-43-4168

### ○苦情相談解決者 あすならホーム桜井 施設長 喜寿 祥継

### ○苦情相談窓口（法人本部）

担当者 協同福祉会 経理総務部 課長

電話 0743-57-1165

FAX 0743-57-1170

### ○受付時間 午前9時00分～午後5時00分（年中無休）

又、受付カウンターに苦情・意見受付ボックスを設置し  
第三者委員会に提出しています。

- 2) 市町村等の苦情相談窓口

#### ①桜井市役所 高齢福祉課

電話 0744-42-9111

FAX 0744-44-2172



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

法人名 社会福祉法人 協同福祉会  
事業所住所 奈良県桜井市大字粟殿800番地  
事業所名 あすならホーム桜井ケアプランセンター

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、あすならホーム桜井ケアプランセンターから居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

代理人 (ご家族) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(続柄 \_\_\_\_\_)